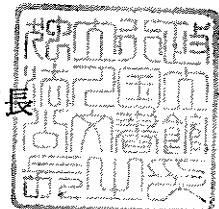


国公文第35-1
平成26年1月23日

内閣官房

内閣総務官 殿

独立行政法人国立公文書館長



歴史公文書等の移管について

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第1項に基づき、平成25年度末までに保存期間が満了し、平成26年4月に独立行政法人国立公文書館に移管することとなる行政文書ファイル等について、平成26年4月14日までに通知することを求めます。